

次に掲げるいずれかに該当する方が対象となります。

【1級】

1	両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの
2	一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの
3	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの
4	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの
5	両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの
6	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
7	両上肢の全ての指を欠くもの
8	両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの
9	両下肢の機能に著しい障がいを有するもの
10	両下肢を足関節以上で欠くもの
11	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
12	前に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
13	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
14	身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

【2級】

1	両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
2	一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
3	ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
4	自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの
5	両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの
6	平衡機能に著しい障がいを有するもの
7	そしゃくの機能を欠くもの
8	音声または言語機能に著しい障がいを有するもの
9	両上肢のおや指及びひとさし指または中指を欠くもの
10	両上肢のおや指及びひとさし指または中指の機能に著しい障がいを有するもの
11	一上肢の機能に著しい障がいを有するもの
12	一上肢の全ての指を欠くもの
13	一上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの
14	両下肢の全ての指を欠くもの
15	一下肢の機能に著しい障がいを有するもの
16	一下肢を足関節以上で欠くもの
17	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
18	前に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの
19	精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
20	身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

特別障がい者手当 障がいの程度

次に掲げる(1)から(5)のいずれかに該当する方が対象となります。

(1) 次の①～⑦のうち、二つ以上に該当する方

①	・両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの ・一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの
②	両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの
③	・両上肢の機能に著しい障がいを有するもの ・両上肢の全ての指を欠くもの ・両上肢の全ての指の機能に著しい障がいを有するもの
④	・両下肢の機能に著しい障がいを有するもの ・両下肢を足関節以上で欠くもの
⑤	体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいを有するもの
⑥	上記(1)の①から⑤に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が(1)の①から⑤と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
⑦	精神の障がいであって、上記(1)の①から⑥と同程度以上と認められる程度のもの

(2) 上記(1)の①から⑦のいずれか一つに該当し、かつ、次の①～⑪のうち二つ以上に該当する方

①	・両眼の視力がそれぞれ0.07以下のもの ・一眼の視力が0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
②	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの
③	平衡機能に極めて著しい障がいを有するもの
④	そしゃく機能を失ったもの
⑤	音声または言語機能を失ったもの
⑥	・両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの ・両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの
⑦	・一上肢の機能に著しい障がいを有するもの ・一上肢の全ての指を欠くもの ・一上肢の全ての指の機能を全廃したもの
⑧	・一下肢の機能を全廃したもの ・一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
⑨	体幹の機能に歩くことができない程度の障がいを有するもの
⑩	・上記(2)の①から⑨に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が(2)の①から⑨と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの ・視覚障がいにおいては、ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼のI／4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつI／2視標による両眼中心視野角度が56度以下のもの、または、自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
⑪	精神の障がいであって、上記(2)の①から⑩と同程度以上と認められる程度のもの

(3) 上記(1)の③から⑤のいずれか一つに該当し、かつ、日常生活動作に必要な運動を起こし得ない程度の方

(4) 高度の内部障がいまたはその他の疾患有する方で、絶対安静の方

(5) 高度の精神障がいを有する方で、日常生活に著しい制限を受ける方

障がい児福祉手当 障がいの程度

次に掲げる（1）から（10）のいずれかに該当する方が対象となります。

(1)	両眼の視力がそれぞれ0.02以下のもの
(2)	両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの
(3)	両上肢の機能に著しい障がいを有するもの
(4)	両上肢の全ての指を欠くもの
(5)	両下肢の用を全く廃したもの
(6)	両大腿を2分の1以上失ったもの
(7)	体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの
(8)	<ul style="list-style-type: none">・上記（1）から（7）に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が（1）から（7）と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの・視覚障がいにおいては、両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの、または一眼の視力が0.04、他眼の視力が手動弁以下のものであり、かつ、両眼による視野が2分の1以上欠損したため、（1）と同程度以上と認められ、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの
(9)	精神の障がいであって、上記（1）から（8）と同程度以上と認められる程度のもの
(10)	身体の機能の障がいもしくは病状または精神の障がいが重複する場合であって、その状態が上記（1）から（9）と同程度以上と認められる程度のもの



身体障がい者障がい程度等級表解説

(身体障害者福祉法施行規則別表第5号)

級 別		1 級	2 級	3 級
視 覚 障 が い		視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（1/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの
障がい又は平衡機能の	聴覚障がい		両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）
	平衡機能障がい			平衡機能の極めて著しい障がい
音声機能、言語機能、又はそしゃく機能の障がい				音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失
肢 体 不 自 由	上 肢		1 両上肢の機能の著しい障がい 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障がい 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
	下 肢		1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 1 両下肢の機能の著しい障がい 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 両下肢をショバー関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの
	体 幹		1 体幹の機能障がいにより座つていることができないもの 2 体幹の機能障がいにより立ち上がることができ困難なもの	1 体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの（注1）
		移動機能	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
心臓、免疫不全臓、じん臓、呼吸器による免疫又は肝臓機能の障がい	心 脏 機能 障 が い		心臓の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	心臓の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
	じん 臓 機能 障 が い		じん臓の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
	呼 吸 器 機能 障 が い		呼吸器の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
	ぼうこう又は直腸の機能障がい		ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
	小 腸 機能 障 が い		小腸の機能の障がいにより自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障がいにより家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活がほとんど不可能なもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
	肝 臍 機能 障 が い		肝臓の機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

注1 両上肢の場合は第1種身体障がい者、一上肢の場合は第2種身体障がい者となる。

注2 両下肢の場合は第1種身体障がい者、一下肢の場合は第2種身体障がい者となる。

太線の左側は第1種身体障がい者、右側は第2種身体障がい者をさす。

4級	5級	6級	7級	備考
1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。）	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3両眼中心視野角度が56度以下のもの 4両眼開放視認点数が70点を超えるか100点以下のもの 5両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの		1 同一の等級について2つの重複する障がいがある場合は、一級上の級とする。ただし、2つの重複する障がいが特に本表中に指定されている場合は、その該当等級とする。 2 肢体不自由において、7級の障がいが1つのみでは手帳交付にならないが、7級の障がいが2つ以上重複する場合又は6級以上の障がいが重複する場合は手帳交付の対象となる。 3 異なる等級について、2つ以上の重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案して当該等級より上位の等級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節(IP)、他の指については近位指節間関節(PIP)又はこれより近部を欠くものをいう。 5 「指の機能障がい」とは、中手指節間関節を含め、これより遠位部の障がいをいい、おや指については対立運動障がいを含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては座骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものとされる。
2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの				
1 両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話声語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最も音明瞭度が50パーセント以下のもの	1 両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40センチメートル以上の距離で発声された会話を理解し得ないもの) 2 一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			
平衡機能の著しい障がい				
音声機能、言語機能又はしゃく機能の著しい障がい				
1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障がい	1 両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障がい 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障がい 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障がい	1 一上肢の機能の軽度の障がい 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 3 一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 5 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの 6 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの 7 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの		1 「指を欠くもの」とは、おや指については指節間関節(IP)、他の指については近位指節間関節(PIP)又はこれより近部を欠くものをいう。 2 「指の機能障がい」とは、中手指節間関節を含め、これより遠位部の障がいをいい、おや指については対立運動障がいを含むものとする。 3 一上肢のすべての指の機能の著しい障がい 4 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一上肢の長さは、前脛骨棘より内くるぶし下端までを計測したものとされる。
1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障がい 5 下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10センチメートル以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障がい 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5センチメートル以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障がい	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2 二下肢の機能の軽度の障がい 3 二下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障がい 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3センチメートル以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの	※再認定について 1 ベースメーカー等を植え込みした人は手術後3年以内に再認定を実施。 2 肝臓機能障がいは症状によって再認定を実施。 3 上記以外の障がい3歳未満で手帳を取得した人は、原則5歳時に再認定を実施。
不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	上肢に不随意運動・失調等を有するもの	
不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会における日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの	
心臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
じん臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
呼吸器の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
ぼうこう又は直腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
小腸の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				
肝臓の機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの				

障がい者総合支援法の対象疾患一覧

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令

第1条：障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第4条第1項の政令で定める特殊な疾患は、別表に掲げるものとする。

障がい者総合支援法の対象疾患一覧 (369疾患)

番号	疾病名
1	アイカルディ症候群
2	アイザックス症候群
3	IgA腎症
4	IgG4関連疾患
5	亜急性硬化性全脳炎
6	アジソン病
7	アッシャー症候群
8	アトピー性脊髄炎
9	アペール症候群
10	アミロイドーシス
11	アラジール症候群
12	アルポート症候群
13	アレキサンダー病
14	アンジェルマン症候群
15	アントレー・ビクスラー症候群
16	イソ吉草酸血症
17	一次性ネフローゼ症候群
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎
19	1p36欠失症候群
20	遺伝性自己炎症疾患
21	遺伝性ジストニア
22	遺伝性周期性四肢麻痺
23	遺伝性膀胱炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血
25	ウィーバー症候群
26	ウィリアムズ症候群
27	ウィルソン病
28	ウエスト症候群
29	ウェルナー症候群
30	ウォルフラム症候群
31	ウルリッヒ病
32	HTRA1関連脳小血管病
33	HTLV-1関連脊髄症
34	ATR-X症候群
35	ADH分泌異常症
36	エーラス・ダンロス症候群
37	エブスタイン症候群
38	エブスタイン病
39	エマヌエル症候群
40	MECP2重複症候群
41	遠位型ミオパチー
42	円錐角膜
43	黄色韌帯骨化症
44	黄斑ジストロフィー
45	大田原症候群
46	オクシピタル・ホーン症候群
47	オスラー病
48	カーニー複合
49	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん
50	潰瘍性大腸炎
51	下垂体前葉機能低下症
52	家族性地中海熱
53	家族性低βリボタンパク血症1(ホモ接合体)
54	家族性良性慢性天疱瘡
55	カナバン病

○障がい者総合支援法独自の対象疾患 (29疾患)

番号	疾病名
56	化膿性無菌性関節炎・壞疽性膿皮症・アクネ症候群
57	歌舞伎症候群
58	ガラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
59	カルニチン回路異常症
60	加齢黄斑変性
61	肝型糖原病
62	間質性膀胱炎(ハンナ型)
63	環状20番染色体症候群
64	関節リウマチ
65	完全大血管転位症
66	眼皮膚白皮症
67	偽性副甲状腺機能低下症
68	ギャロウェイ・モワト症候群
69	急性壊死性脳症
70	急性網膜壊死
71	球脊髄性筋萎縮症
72	急速進行性糸球体腎炎
73	強直性脊椎炎
74	巨細胞性動脈炎
75	巨大静脈奇形(頸部口腔咽頭びまん性病変)
76	巨大動静脈奇形(頸部顔面又は四肢病変)
77	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
78	巨大リンパ管奇形(頸部顔面病変)
79	筋萎縮性側索硬化症
80	筋型糖原病
81	筋ジストロフィー
82	クッシング病
83	クリオピリン関連周期熱症候群
84	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
85	クルージン症候群
86	グルコーストランスポーター1欠損症
87	グルタル酸血症1型
88	グルタル酸血症2型
89	クロウ・深瀬症候群
90	クローン病
91	クロンカイト・カナダ症候群
92	痙攣重積型(二相性)急性脳症
93	結節性硬化症
94	結節性多発動脈炎
95	血栓性血小板減少性紫斑病
96	限局性皮質異形成
97	原発性局所多汗症
98	原発性硬化性胆管炎
99	原発性高脂血症
100	原発性側索硬化症
101	原発性胆汁性胆管炎
102	原発性免疫不全症候群
103	顕微鏡の大腸炎
104	顕微鏡的多発血管炎
105	高IgD症候群
106	好酸球性消化管疾患
107	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症
108	好酸球性副鼻腔炎
109	抗糸球体基底膜腎炎
110	後縫韌帯骨化症
111	甲状腺ホルモン不応症
112	拘束型心筋症

番号	疾病名
113	高チロシン血症1型
114	高チロシン血症2型
115	高チロシン血症3型
116	後天性赤芽球癆
117	広範脊柱管狭窄症
118	膠様滴状角膜ジストロフィー
119	抗リン脂質抗体症候群
120	コケイン症候群
121	コステロ症候群
122	骨形成不全症
123	骨髄異形成症候群
124	骨髄線維症
125	ゴナドトロピン分泌亢進症
126	5p欠失症候群
127	コフィン・シリス症候群
128	コフィン・ローリー症候群
129	混合性結合組織病
130	鰓耳腎症候群
131	再生不良性貧血
132	サイトメガロウイルス角膜内皮炎
133	再発性多発軟骨炎
134	左心低形成症候群
135	サルコイドーシス
136	三尖弁閉鎖症
137	三頭酵素欠損症
138	CFC症候群
139	シェーグレン症候群
140	色素性乾皮症
141	自己貪食空胞性ミオパチー
142	自己免疫性肝炎
143	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症
144	自己免疫性溶血性貧血
145	四肢形成不全
146	シトステロール血症
147	シトリン欠損症
148	紫斑病性腎炎
149	脂肪萎縮症
150	若年性特発性関節炎
151	若年性肺気腫
152	シャルコー・マリー・トゥース病
153	重症筋無力症
154	修正大血管転位症
155	ジュベール症候群関連疾患
156	シュワルツ・ヤンペル症候群
157	徐波睡眠期持続性棘徐波を示すてんかん性脳症
158	神経細胞移動異常症
159	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
160	神経線維腫症
161	神経有棘赤血球症
162	進行性核上性麻痺
163	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
164	進行性骨化性線維異形成症
165	進行性多巣性白質脳症
166	進行性白質脳症
167	進行性ミオクローヌスてんかん
168	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
169	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症

(令和6年4月1日時点)

番号	疾病名
170	ステージ・ウェーバー症候群
171	スティーヴンス・ジョンソン症候群
172	スマス・マギニス症候群
173	スモン ○
174	脆弱X症候群
175	脆弱X症候群関連疾患
176	成人発症スチル病
177	成長ホルモン分泌亢進症
178	脊髄空洞症
179	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
180	脊髄膜腫
181	脊髄性筋萎縮症
182	セビアブテリン還元酵素(SR)欠損症
183	前眼部形成異常
184	全身性エリテマトーデス
185	全身性強皮症
186	先天異常症候群
187	先天性横隔膜ヘルニア
188	先天性核上性球麻痺
189	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
190	先天性魚鱗癖
191	先天性筋無力症候群
192	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール(GPI)欠損症
193	先天性三尖弁狭窄症
194	先天性腎性尿崩症
195	先天性赤血球形成異常性貧血
196	先天性僧帽弁狭窄症
197	先天性大脑白質形成不全症
198	先天性肺静脈狭窄症
199	先天性風疹症候群 ○
200	先天性副腎低形成症
201	先天性副腎皮質酵素欠損症
202	先天性ミオパチー
203	先天性無痛無汗症
204	先天性葉酸吸收不全
205	前頭側頭葉変性症
206	線毛機能不全症候群(カルタゲナー症候群を含む。)
207	早期ミオクロニー脳症
208	総動脈幹遺残症
209	総排泄腔遺残
210	総排泄腔外反症
211	ソトス症候群
212	ダイアモンド・ブラックファン貧血
213	第14番染色体父親性タイソミー症候群
214	大脑皮質基底核変性症
215	大理石骨病
216	ダウン症候群 ○
217	高安動脈炎
218	多系統萎縮症
219	タナトフォリック骨異形成症
220	多発血管炎性肉芽腫症
221	多発性硬化症/視神経脊髄炎
222	多発性軟骨性外骨腫症 ○
223	多発性囊胞腎
224	多脾症候群
225	タンジール病
226	単心室症
227	弹性線維性仮性黄色腫
228	短腸症候群 ○
229	胆道閉鎖症
230	遅発性内リンパ水腫
231	チャージ症候群
232	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群
233	中毒性表皮壊死症
234	腸管神経節細胞減少症
235	TRPV4異常症
236	TSH分泌亢進症
237	TNF受容体関連周期性症候群

番号	疾病名
238	低ホスファターゼ症
239	天疱瘡
240	特発性拡張型心筋症
241	特発性間質性肺炎
242	特発性基底核石灰化症
243	特発性血小板減少性紫斑病
244	特発性血栓症(遺伝性血栓性素因によるものに限る。)
245	特発性後天性全身性無汗症
246	特発性大腿骨頭壞死症
247	特発性多中心性キャッスルマン病
248	特発性門脈亢進症
249	特発性両側性感音難聴
250	突発性難聴 ○
251	ドーベ症候群
252	中條・西村症候群
253	那須・ハコラ病
254	軟骨無形成症
255	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
256	22q11.2欠失症候群
257	乳幼児肝巨大血管腫
258	尿素サイクル異常症
259	ヌーラン症候群
260	ネイルバテラ症候群(爪膝蓋骨症候群)/LMX1B関連腎症
261	ネフロン癆
262	脳クレアチン欠乏症候群
263	脳膜黄色腫症
264	脳内鉄沈着神経変性症
265	脳表ヘモジデリン沈着症
266	膿疱性乾癬
267	嚢胞性線維症
268	パーキンソン病
269	バージャー病
270	肺静脈閉塞症/肺毛細血管腫症
271	肺動脈性肺高血圧症
272	肺胞蛋白症(自己免疫性又は先天性)
273	肺胞低換気症候群
274	ハッキンソン・ギルフォード症候群
275	バッド・キアリ症候群
276	ハンチントン病
277	汎発性特発性骨増殖症 ○
278	P CD H19関連症候群
279	非ケトーシス型高グリシン血症
280	肥厚性皮膚骨膜症
281	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
282	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
283	肥大型心筋症
284	左肺動脈右肺動脈起始症
285	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
286	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
287	ピッカーススタッフ脳幹脳炎
288	非典型溶血性尿毒症症候群
289	非特異性多発性小腸潰瘍症
290	皮膚筋炎/多発性筋炎
291	びまん性汎細気管支炎 ○
292	肥満低換気症候群 ○
293	表皮水泡症
294	ヒルシュブルング病(全結腸型又は小腸型)
295	VATER症候群
296	ファイファー症候群
297	ファロー四微症
298	ファンコニ貧血
299	封入体筋炎
300	フェニルケトン尿症
301	フォンタン術後症候群 ○
302	複合カルボキシラーゼ欠損症
303	副甲状腺機能低下症
304	副腎白質ジストロフィー

番号	疾病名
305	副腎皮質刺激ホルモン不応症
306	ブラウ症候群
307	プラダー・ウイリ症候群
308	プリオン病
309	プロピオン酸血症
310	PRL分泌亢進症(高プロラクチン血症)
311	閉塞性細気管支炎
312	β-ケトチオラーゼ欠損症
313	ベーチェット病
314	ベスレムミオパチー
315	ベバリン起因性血小板減少症 ○
316	ヘモクロマトーシス ○
317	ペリー病
318	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○
319	ペルオキシソーム病(副腎白質ジストロフィーを除く。)
320	片側巨脳症
321	片側壅撃・片麻痺・てんかん症候群
322	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症
323	発作性夜間にモグロビン尿症
324	ホモシチズン尿症
325	ポルフィリン症
326	マリネスコ・シェーゲレン症候群
327	マルファン症候群/ロイス・ディツ症候群
328	慢性炎症性脱髓性多発神経炎/多巣性運動ニューロパチー
329	慢性血栓塞栓性肺高血圧症
330	慢性再発性多発性骨髓炎
331	慢性脾炎 ○
332	慢性特発性偽性腸閉塞症
333	ミオクロニー欠神てんかん
334	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん
335	ミトコンドリア病
336	無虹彩症
337	無脾症候群
338	無βリボタンパク血症
339	メープルシロップ尿症
340	メチルグルタコン酸尿症
341	メチルマロン酸血症
342	メビウス症候群
343	メンケス病
344	網膜色素変性症
345	もやもや病
346	モワット・ウイルソン症候群
347	薬剤性過敏症症候群 ○
348	ヤング・シンプソン症候群
349	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
350	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
351	4p欠失症候群
352	ライソゾーム病
353	ラスマッセン脳炎
354	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
355	ランドウ・クレフナー症候群
356	リジン尿素蛋白不耐症
357	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
358	両大血管右室起始症
359	リンパ管腫症/ゴーハム病
360	リンパ脈管筋腫症
361	類天疱瘡(後天性表皮水疱症を含む。)
362	ルビンシュタイン・テイビ症候群
363	レーベル遺伝性視神経症
364	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
365	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
366	レット症候群
367	レノックス・ガストー症候群
368	ロスマンド・トムソン症候群
369	肋骨異常を伴う先天性側弯症

新潟市福祉タクシー利用助成事業 契約事業者一覧

【利用にあたっての留意事項】

- * 「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」を使用することができます。
- 併用する場合は下表のく助成券の最大利用枚数についてのとおりです。

<助成券の最大利用枚数について>

1回の乗車区間金額	最大利用可能枚数		合計
	福祉タクシー券	通院費タクシー券	
500円以上 1,000円未満	0枚の時 → 1枚	1枚	1枚
	1枚の時 → 0枚	0枚	1枚
	0枚の時 → 2枚	2枚	2枚
	1枚の時 → 1枚	1枚	2枚
	2枚の時 → 0枚	0枚	2枚
	0枚の時 → 3枚	3枚	3枚
1,500円以上	1枚の時 → 2枚	2枚	3枚
	2枚の時 → 1枚	1枚	3枚
	3枚の時 → 0枚	0枚	3枚

* 「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」は、乗車地または降車地のいずれかが新潟市にある場合に利用できます。

* タクシーは地域ごとに営業区域が決まっていますので、乗車地域によってはご利用できないタクシー事業者があります。

* 利用のご予約・料金・運行の詳細等については、直接各事業者へお問い合わせください。

* FAX予約、メール予約については、直前では対応できません。事前予約の場合のみメールでの予約を受け付けているところもありますので、各事業者へお問い合わせください。

* この一覧表は、区・市外別に事業者名(五十音順)を掲載しています。

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ
北区	あい愛福祉タクシー	北区太田	025-387-2818	080-8423-8434	—
	あやの介護タクシー	北区彩野	025-250-5020	080-1145-9899	—
	介護タクシー豆ちゃん	北区高森	025-386-8484	090-7943-1019	—
	介護福祉サービスにじ	北区鳥屋	025-388-5804	0800-800-5946	025-388-5804
	太陽交通(株)	北区葛塚	025-387-4111	—	025-388-3339
	とも介護タクシー	北区内島見	025-386-3176	090-4714-2929	025-386-5333
	都タクシー(株)豊栄営業所	北区白新町	025-387-2004	—	025-387-2360

令和6年6月1日現在

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ
東区	あいケア新潟福祉搬送サービス	東区紫竹	025-271-0248	—	—
	愛ケア新潟民間救急	東区紫竹	025-271-0248	—	—
	あいいらいく福祉サービス	東区下場本町	080-1323-0034	—	—
	(有)アサイライフサポート	東区一日市	025-271-8599	—	025-271-8599
	アスエル介護タクシー	東区向陽	025-385-7044	090-8217-9465	—
	あんしん福祉移動サービス	東区下場本町	025-250-5006	090-2565-8799	—
	介護福祉タクシー GROW	東区竹尾	025-256-8469	—	025-256-8462
	介護タクシーこばやし	東区大形本町	090-2443-9062	—	025-384-4415
	介護タクシーてっちゃん	東区一日市	0800-800-4101	090-1213-7117	—
	介護福祉移送サービスあいサポート	東区古川町	0800-777-2234	—	—
	ケアタクシー和	東区河渡新町	0120-753-850	025-250-5910	025-278-7631
	心温快	東区中山	025-273-6640	—	025-275-4537
	テクノワークス	東区下木戸	025-385-6804	025-385-6803	025-385-6805
	新潟救急サービス	東区下場本町	025-250-5595	080-4465-8799	—
	(有)東重機運輸 東タクシー	東区一日市	025-271-3053	—	025-271-9585
	福祉搬送いづも	東区海老ヶ瀬新町	080-1292-5548	—	—
	ヘルパーステーション社	東区中野山	025-278-7177	—	025-278-7178
	Homeクリエイト	東区太平	025-288-6752	—	—
	星野介護タクシー	東区未広町	025-273-2037	090-1420-3665	025-273-2037
	民間救急あんびにいがた	東区江南	025-364-0123	—	—
	四葉タクシー(有)	東区卸新町	025-279-4281	0800-800-4281	025-250-7428
	Wel-File	東区船江町	025-282-1005	080-2376-8970	—
	愛ふれあい介護タクシー	中央区新和	0120-769-333	080-4433-9185	—
	アイリス介護福祉タクシー	中央区湖南	090-3093-3818	—	ken.ohtani@mocha.ocn.ne.jp
	阿部介護・福祉タクシー	中央区笹口	090-1691-5463	—	025-245-1744
	ウイルサポート	中央区鎧	070-4461-3566	—	—
	オーミ・ウォーターシスト	中央区女池	025-280-1277	—	025-280-1033
	介護タクシー茜	中央区白山浦	090-4017-4449	025-265-0896	—
	介護タクシー Green グリーン	中央区鳥屋野	090-1829-5805	025-285-0189	sakai3393@yahoo.co.jp
	介護タクシー空色	中央区高美町	090-3809-9202	—	025-283-1191

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ
中央区	空豆介護タクシー	中央区弁天橋通	070-3791-6020	—	—
	はあとふる介護タクシー	中央区新島町通三ノ町	0120-980-753	—	—
	はとタクシー(株)	中央区高志	025-287-1121	—	025-287-1124
	万代タクシー(株)	中央区万代	025-247-5211	—	025-311-0243 配車アプリ：万代タクシー
	ひなた介護タクシー	中央区閑屋田町	025-266-7718	—	025-266-7718
	新潟日の出タクシー	中央区神道寺南	025-249-2111	—	025-249-2112
	介助詫しへ楽だ～	中央区堀割町	025-265-3959	090-1370-3142	025-311-1229 0vh1t0j78w167k@ezweb.ne.jp
	福祉タクシー本間	中央区大島	025-284-5104	090-6343-5104	—
	まるやま福祉タクシー	中央区株川岸通	080-3509-0345	—	—
	みけねこ介護タクシー	中央区古町通	090-3343-9353	—	—
江南区	都タクシー(株)本社営業所	中央区下所島	025-283-1139	—	025-284-0048
	(株)NK交通	江南区龜田大月	025-382-5222	—	—
	介護タクシー・光(ひかり)	江南区東本町	025-383-6232	—	—
	亀田介護サービス	江南区砂岡	090-2493-9970	025-381-6847	—
	亀田ナース福祉タクシーはる	江南区龜田四ツ興野	090-4917-1193	—	nursetaxiharu@gmail.com ホームページ (http://nursetaxiharu.crayonsite.com)
	新潟第一交通(株)	江南区東船場	0120-830-307	—	—
	みよし介護福祉タクシー	江南区龜田四ツ興野	025-381-1567	090-5560-9400	—
	ゆうゆう福祉タクシー	江南区龜田水道町	025-384-0044	090-4841-0044	050-7559-1044 yuuuyuu1178@me.com
	介護タクシーすずらん	秋葉区中野	0250-25-7603	—	0250-25-7604
	しあわせ交通(株)	秋葉区滝谷町	0250-22-0800	—	0250-24-0600
秋葉区	新興タクシー(株)	秋葉区滝谷町	0250-24-2822	—	0250-21-1290
	(株)新潟福祉輸送サービス	秋葉区古田	0250-25-7730	090-8735-2776	—
	白根タクシー	南区白根	025-372-2167	—	025-372-3153 info@izumi-group.jp
	太陽交通新潟(有)	みなみ営業所	南区白根	025-372-8115	—
	新潟福祉交通	南区七軒	080-3560-2874	—	—
	アース介護タクシー	西区金巻	0120-786-008	080-3389-4378	025-379-0559
	(有)アベル	西区寺尾東	025-239-4702	090-7257-8124	—
	いちごの実 介護タクシー	西区寺尾前通	0800-800-2891	—	025-226-1138 taxi@m-ito.co.jp
	介護タクシーさくらリムジン	西区寺尾西	080-1259-7773	—	—

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ
西区	介護タクシーツくし	西区上新栄町	025-201-8483	080-8918-7940	025-260-2294 contact@tsukushi-caretaxi.com ホームページ(http://www.tsukushi-caretaxi.com)から予約可
	介護タクシーニ人三脚	西区立仏	0800-800-2395	025-377-4609	025-378-8588 kaigo-taxi2239@blue.ocn.ne.jp
	ケア・あんぶれら(株) リーベ善久	西区善久	025-370-1117	—	025-211-2011 —
	さいとう介護タクシー	西区坂井東	0800-123-3110	080-9808-3110	025-311-6782 saito_kaiago.taxi@ezweb.ne.jp
	新潟第一交通(株)	西区鳥原	0120-830-307	—	025-377-7013 —
	新潟第一交通(株) 小針営業所	西区小針	0120-830-307	—	— —
	太陽交通新潟(有) こばり営業所	西区西有明町	025-201-5456	—	— —
	太陽交通新潟(有) 本社営業所	西区小新南	025-201-5456	—	— —
	DIG Welfare Taxi	西区五十嵐2の町	025-261-1303	090-1663-1054	— info@dig-wt.com
	ひだまり介護タクシー	西区寺尾西	080-5510-5808	025-269-5716	025-269-5716 —
	福祉タクシーこころ	西区寺尾前通	090-1422-1556	025-378-3566	— —
	堀川福祉タクシー	西区善久	025-379-3004	090-3312-0645	025-377-1439 —
	都タクシー(株) 寺尾営業所	西区寺尾東	025-283-1139	—	025-284-0048 —
	曾根タクシー(株)	西蒲区鰯	0256-88-3138	—	0256-88-3139 —
	(株)燕タクシー 中之口営業所	西蒲区三ツ門	025-375-5858	—	— —
	はなまる福祉タクシー	西蒲区横島	090-2241-9190	—	0256-78-8837 —
	福祉タクシーさくら	西蒲区羽黒	025-378-0353	—	mami055@gmail.com —
	まきタクシー(有)	西蒲区巻甲	0256-76-2525	—	0256-72-3290 —
西蒲区	弥彦タクシー(株) 和納営業所	西蒲区和納	0256-82-3212	—	0256-82-5078 —
	新潟地区個人タクシー協同組合	中央区東幸町	各事業者へ予約	—	— —
	日個連新潟個人タクシーアー協同組合	東区空港西	各事業者へ予約	—	— —
	あすなろ介護タクシー	燕市笈ヶ島	0256-97-6600	090-2532-9150	— ショートメール(090-2532-9150)
	あんしんタクシー	五泉市赤海	0250-41-0077	0250-42-6161	0250-43-7337 info@izumi-group.jp
	介護タクシー KBライナー	燕市吉田大保町	080-9535-6357	—	— LINE対応(08095356357)
	新潟市外 介護タクシースマイル	加茂市陣ヶ峰	0800-777-8800	090-6459-2950	0256-52-4685 —
	介護タクシーラッカ	新発田市新栄町	0800-080-3210	—	— —
	(株)下越タクシー	新発田市豊町	0254-22-4714	—	0254-22-4911 —
	加茂タクシー(有)	加茂市駅前	0256-52-0230	—	— —
	五頭タクシー(株)	阿賀野市下条町	0250-62-4444	—	— —

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ
新潟市外	ごせん介護タクシー	五泉市四ツ屋新	0250-43-5111	—	—
	サンポウ福祉タクシー	阿賀野市緑岡	070-4128-1234	—	—
	新発田観光タクシー(株)	新発田市小舟町	0254-22-3188	—	—
	(株)聖籠タクシー	聖籠町東港	0120-45-2552	025-256-2552	—
	太陽交通新発田中央	新発田市中田町	0254-22-1166	—	0254-26-3339
	(株)中央タクシー	燕市道金	0256-63-4702	—	0256-64-5901
	(株)燕タクシー	燕市秋葉町	0256-62-6101	—	0256-64-4828
	ニット介護タクシー	五泉市石曾根	0250-58-1253	090-1374-8330	0250-58-1253
	ハートケアドライブ	関川村大字深沢	090-4527-6284	—	—
	はくらくタクシー	阿賀野市学校町	0250-62-2897	070-2172-8989	—
	華＆TAXI	聖籠町大字大夫	080-6517-5757	—	—
	(株)はまなす観光タクシー	村上市田端町	0254-50-7788	—	0254-50-7755
	日の丸観光タクシー(株)	三条市東三条	0256-35-5555	—	0256-32-6910
	みどりハイヤー(株)	五泉市木越	0120-43-2323	—	—

大型(中型含む)・小型(普通) リフト付等タクシーを運行している契約事業者一覧

- 1 大型車等運賃で運行しているリフト付等タクシー事業者
「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」・「新潟市リフト付タクシー利用券」を使用することができます。
- 2 小型(普通)車運賃で運行しているリフト付等タクシー事業者
「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」を利用することができます。「新潟市リフト付タクシー利用券」は利用できません。

【利用にあたっての留意事項】

- ※ 「新潟市福祉タクシー助成券」・「新潟市通院費タクシー助成券」は、1回の乗車につき併せて3枚まで利用することができます。併用する場合は右表の「助成券の最大利用枚数について」をご参照ください。
- ※ 「リフト付タクシー利用券」は、リフト付タクシー料金(大型車等料金設定)と同じ距離を小型(普通)車で運行した場合の料金との差額を助成します。
- ※ 乗車地または降車地のいずれかが新潟市にある場合に利用できます。
- ※ タクシーは地域ごとに営業区域が決まっていますので、乗車地域によってはご利用できないタクシー事業者があります。
- ※ ●は可能。▲は要相談。空欄は不可となります。
- ※ 車いすの大きさによってはご利用できない場合もあります。ご利用のご予約・料金・運行の詳細等については、直接各事業者へお問い合わせください。
- ※ リフト付等タクシーは基本予約制となります。詳しくは各事業者に直接お問い合わせください。
- ※ FAX予約、メール予約については、直前では対応できない場合があります。事前予約の場合のみメールでの予約を受け付けているところもありますので、各事業者へお問い合わせください。
- ※ この一覧表は、区・市外別に事業者名(五十音順)を掲載しています。

【助成券の最大利用枚数について】

1回の乗車区間金額	助成券の最大利用枚数について		合計
	福祉タクシー券	通院費タクシー券	
500円以上 1,000円未満	0枚の時 → 1枚	0枚	1枚
1,000円以上 1,500円未満	0枚の時 → 2枚	1枚の時 → 1枚	2枚
1,500円以上	2枚の時 → 0枚	0枚の時 → 3枚	3枚
	1枚の時 → 2枚	2枚の時 → 1枚	3枚
	3枚の時 → 0枚	3枚の時 → 0枚	3枚

令和6年6月1日現在

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ	通常運行時間	通常運行時間	通常運行時間外の運行	24時間対応	ヘルパー従事	大型(中型含む)		小型(普通)	
											車両を複数台所有している	車両を複数台所有している	普通型車両	普通型車両
北区	あい愛福祉タクシー	北区太田	025-387-2818 080-8423-8434	—	—	8:00~ 17:00	▲	▲	▲	●	●	●	●	●
	あやの介護タクシー	北区彩野	025-250-5020 080-1145-9899	—	—	0:00~ 24:00	●	●	●	なし	●	●	●	●
	介護福祉サービスにじ	北区鳥屋	025-388-5804 0800-800-5946	—	—	8:00~ 17:00	▲	▲	▲	日曜	●	●	●	●
	介護タクシー豆ちゃん	北区高森	025-386-8484 090-7943-1019	—	—	0:00~ 24:00	●	●	●	不定休	●	●	●	●

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ	通常運行時間	通常運行時間	大型(中型含む)		小型(普通)	
								ヘルパー従事年中無休	ヘリコプター運行	普通型車いす	電動車いす
	あいケア新潟福祉搬送サービス	東区紫竹	025-271-0248	—	—	6:00~18:00	▲	●	●	●	●
	愛ケア新潟民間救急	東区紫竹	025-271-0248	—	—	6:00~18:00	▲	●	●	●	●
	あいらいん福祉サービス	東区下場本町	080-1323-0034	—	—	8:00~19:30	●	●	●	●	●
(有)アサイライフサポート	東区一日市	025-271-8599	025-271-8599	—	—	8:00~18:00	●	●	●	●	●
アスエル介護タクシー	東区向陽	025-385-7044 090-8217-9465	—	—	—	7:30~17:30	▲	●	日曜▲	●	●
あんしんん福祉移動サービス	東区下場本町	025-250-5006 090-2556-8799	—	—	—	8:00~24:00	▲	●	●	●	●
We-File	東区船江町	025-282-1005 080-2376-8970	—	shu@welfile.co.jp	—	8:30~17:30	●	●	●	●	●
介護タクシーこばやし	東区大形本町	090-2443-9062	025-384-4415	—	—	8:00~18:00	▲	▲	日曜▲	●	●
介護タクシーでっちゃん	東区一日市	0800-800-4101 090-1213-7117	—	—	—	7:00~18:00	▲	▲	日曜▲	●	●
東区 介護福祉移送サービスあいサポート	東区古川町	0800-777-2234	—	—	—	8:00~17:00	●	▲	●	●	●
介護福祉タクシーゴー	東区竹尾	025-256-8469	025-256-8462	—	—	8:00~18:00	▲	●	日曜●	●	●
ケアタクシー和	東区河渡新町	0120-753-850 025-250-5910	025-278-7631	info@caretaxi-nagomi.com	—	8:00~19:00	▲	●	●	●	●
心温快	東区中山	025-273-6640	025-275-4537	yuppe25999@docomo.ne.jp	—	8:00~18:00	●	●	●	●	●
テクノワーカス	東区下木戸	025-385-6804 025-385-6803	025-385-6805	—	—	8:30~18:00	▲	●	●	●	●
新潟救急サービス	東区下場本町	025-250-5595 080-4465-8799	—	—	—	8:00~17:00	▲	●	●	●	●
福祉搬送いづも	東区海老ヶ瀬新町	080-1292-5548	—	—	—	8:00~17:00	▲	●	●	●	●
ヘルバーステーション社	東区中野山	025-278-7177	025-278-7178	firstmedic@plum.plapla.or.jp	—	8:30~17:30	▲	●	●	●	●
Homeクリエイト	東区太平	025-288-6752	—	LINE公式アカウント@105iwwwjh	7:30~19:00	▲	●	●	●	●	●
民間救急あんびにいがた	東区江南	025-364-0123	—	info@gakufusha.com	0:00~24:00	●	●	●	●	●	●
愛ふれあい介護タクシー	中央区新和	0120-769-333 080-4433-9185	—	—	8:00~19:00	●	▲	●	●	●	●
中央区 アイリス介護福祉タクシー	中央区湖南	090-3093-3818	—	ken.ohtani@mocha.ocn.ne.jp	8:00~19:00	▲	●	●	●	●	●
阿部介護・福祉タクシー	中央区笹口	090-1691-5463	025-245-1744	—	8:30~17:30	●	▲	●	●	●	●

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ	大型(中型含む)		小型(普通)		
						通常運行時間	通常運行時間外の運行	土日祝日の運行	年中無休	定休日
中央区	ウイルサポート	中央区鎌	070-4461-3566	—	—	8:00~19:00	●	▲	なし	●
	オーミ・ウォーカーシスト	中央区女池	025-280-1277	025-280-1033	—	8:00~18:00	▲	▲	なし	●
	介護タクシー茜	中央区白山浦	090-4017-4449 025-265-0896	025-265-0896	—	8:00~17:00	▲	▲	●	●
	介護タクシー Green ブリーン	中央区鳥屋野	025-285-0189 090-1829-5805	—	sakai3393@yahoo.co.jp	8:00~18:00	▲	●	●	●
	介護タクシー空色	中央区高美町	090-3809-9202	025-288-1191	—	8:00~18:00	▲	●	●	●
	介助詫し～楽だ～	中央区堀割町	025-265-3959 090-1370-3142	025-311-1229	0vh1t0178w167k@ezweb.ne.jp	0:00~24:00	●	●	●	●
	空豆介護タクシー	中央区弁天橋通	070-3791-6020	—	—	8:00~18:00	▲	▲	●	●
	(はあとふる介護タクシー)	中央区新島町通 三ノ町	0120-980-753	—	—	8:00~18:00	▲	▲	●	●
	はとタクシー(株)	中央区高志	025-287-1121	025-287-1124	—	8:30~17:30	▲	▲	●	●
	ひなた介護タクシー	中央区関屋田町	025-266-7718	—	—	8:30~17:30	●	▲	●	●
江南区	新潟日の出タクシー	中央区神道寺南	025-249-2111	025-249-2112	—	8:30~17:30	▲	●	なし	●
	福祉タクシー本間	中央区大島	025-284-5104 090-6343-5104	—	—	7:00~24:00	▲	●	なし	●
	まるやま福祉タクシー	中央区株川岸通	080-3509-0345	—	—	8:00~18:00	▲	▲	なし	●
	みけねこ介護タクシー	中央区古町通 13番町	090-3343-9353	—	—	8:00~18:00	▲	▲	●	●
	介護タクシー・光(ひかり)	江南区東本町	025-383-6232	—	—	8:30~17:30	▲	▲	●	●
秋葉区	みよし介護福祉タクシー	江南区龜田四ツ角野	025-381-1567 090-5560-9400	—	—	8:00~17:00	▲	▲	●	●
	新興タクシー(株)	秋葉区滝谷町	0250-24-2822	0250-21-1290	—	8:00~2:00	●	●	なし	●
	(株)新潟福祉輸送サービス	秋葉区古田	0250-25-7730 090-8735-2776	—	—	8:30~17:30	●	●	なし	●
西区	南区新潟福祉交通	南区七軒	080-3560-2874	—	—	8:00~17:00	●	▲	●	●
	アース介護タクシー	西区金巻	0120-786-008 080-3389-4378	025-379-0559	—	8:00~18:00	▲	●	なし	●
	(有)アベール	西区寺尾東	025-239-4702 090-7257-8124	—	—	8:00~17:00	▲	●	なし	●
	いちごの実 介護タクシー	西区寺尾前通	0800-800-2891	025-266-1138	taxi@m-ito.co.jp	7:00~18:00	▲	▲	日曜	●
西区	介護タクシーさらりムジン	西区寺尾西	080-1255-7773	—	—	8:00~23:00	●	▲	なし	●

区名	タクシー名	営業所所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ	通常運行時間	通常運行時間	大型(中型含む)		小型(普通)	
								24時間対応	土日祝日の運行	平日定休日	年中無休
西区	介護タクシーツくし	西区上新栄町	025-201-8483 080-8918-7940	025-260-2294	contact@itsukushi-caretaxi.com ホームページ(http://www.tsukushicaretaxi.com)から予約可	8:00~18:00	▲	▲	▲	●	●
	介護タクシーニ人三脚	西区立仏	0800-800-2395 025-377-4609	025-378-8588	kaiyo-taxi2239@blue.ocn.ne.jp	8:00~17:30	▲	▲	●	●	●
	ケア・あんぶれら(株) リーベ善久	西区善久	025-370-1117	025-211-2011	—	8:00~17:00	▲	▲	▲	日曜 祝日	●
	さいとう介護タクシー	西区坂井東	0800-123-3110 080-9808-3110	025-311-6782	saito_kaiyo.taxi@ezweb.ne.jp	0:00~24:00	▲	●	●	なし	●
	DIG Welfare Taxi	西区五十嵐 2の町	025-261-1303 090-1663-1054	—	info@dig-wt.com	8:00~18:00	▲	▲	●	日曜 祝日	●
	ひだまり介護タクシー	西区寺尾西	080-5510-5808 025-269-5716	—	—	8:00~18:00	▲	▲	●	日曜 祝日	●
	福祉タクシーこころ	西区寺尾前通	025-378-3566 090-1422-1556	—	—	7:00~18:00	▲	▲	●	日曜 祝日	●
	(株)燕タクシー 中之口営業所	西蒲区三ツ門	025-375-5858	—	—	8:30~17:30	▲	▲	▲	なし	●
	はなまる福祉タクシー	西蒲区槻島	090-2241-9190	0256-78-8837	—	8:00~18:00	▲	●	●	不定休	●
	福祉タクシーさくら	西蒲区羽黒	025-378-0353	—	mami1055@gmail.com	8:10~18:00	▲	●	●	●	●
西蒲区	まきタクシー(有)	西蒲区巻甲	0256-76-2525	0256-72-3290	—	9:00~13:00	▲	●	●	不定休	●
	あすなろ介護タクシー	燕市笈ヶ島	0256-97-6600 090-2532-9150	—	ショートメール (090-2532-9150)	6:00~24:00	●	▲	●	なし	●
	介護タクシー KBライナー	燕市吉田大保町	080-9535-6357	—	kb-liner@outlook.com	8:00~17:00	▲	▲	●	土曜 日曜 祝日	●
	介護タクシースマイル	加茂市陣ヶ峰	0800-777-8800 090-6459-2950	0256-52-4685	—	7:00~19:00	●	●	●	なし	●
	介護タクシーラッカ	新発田市新栄町	0800-080-3210	—	—	9:00~18:00	▲	▲	●	なし	●
	(株)下越タクシー	新発田市豊町	0254-22-4714	0254-22-4911	—	8:00~22:00	▲	▲	●	●	●
	加茂タクシー(有)	新発田市駅前	0256-52-0230	—	—	8:30~16:00	▲	▲	●	なし	●
新潟市外	五頭タクシー(株)	阿賀野市下条町	0250-62-4444	—	—	8:00~17:00	▲	●	●	なし	●
	ごせん介護タクシー	五泉市四ツ屋新	0250-43-5111	—	—	8:30~17:30	▲	▲	●	日曜 ●	●

区名	タクシー名	営業所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス・配車アプリ	通常運行時間		通常運行時間外の運行		土日祝日の運行		年中無休		定休日		通常運行時間		運行台数		通常運行時間		運行台数		通常運行時間		運行台数		通常運行時間		運行台数	
						通常運行時間	運行台数	通常運行時間	運行台数																						
新潟市外	サンボウ福祉タクシー	阿賀野市線岡	070-4128-1234	—	—	8:00~17:30	▲	8:00~24:00	▲	8:00~17:30	▲	8:00~24:00	▲	8:00~17:30	▲	8:00~17:30	▲	8:00~17:30	▲	8:00~17:30	▲	8:00~17:30	▲	8:00~17:30	▲	8:00~17:30	▲	8:00~17:30	▲		
	新発田観光タクシー(株)	新発田市小舟町	0254-22-3188	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	(株)聖筆タクシー	聖籠町東港	0120-45-2552 025-256-2552	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	(株)燕タクシー	燕市秋葉町	0256-62-6101	0256-64-4828	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ニット介護タクシー	五泉市石曾根	0250-58-1253 090-1374-8330	0250-58-1253	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	ハートケアドライブ	関川村大字深沢	090-4527-6284	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
	日の丸観光タクシー(株)	三条市東三条	0256-35-5555	0256-32-6910	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
						8:00~17:00	▲	8:00~17:00	▲	8:00~17:00	▲	8:00~17:00	▲	8:00~17:00	▲	8:00~17:00	▲	8:00~17:00	▲	8:00~17:00	▲	8:00~17:00	▲	8:00~17:00	▲	8:00~17:00	▲	8:00~17:00	▲		

様式のダウンロード方法

①新潟市役所ホームページ <https://www.city.niigata.lg.jp/> のトップページを開きます。



②下方向に少しスクロールし、「オンラインサービス」をクリックします。

11

資料編

5月22日 市長の主な公務記録（令和6年5月）>

5月22日 令和6年能登半島地震に関する情報（5月22日午後1時現在）>

5月22日 献血にご協力をお願いします>

オンラインサービスをクリックします。

一覧 よくあるご質問・お問い合わせ

新潟市役所コールセンター

③「申請・届出の総合窓口（外部サイト）」をクリックします。

申請・届出の総合窓口（外部サイト）をクリックします。

申請・届出の総合窓口

市が取り扱う手続きを組織横断的に検索し、手続案内の確認や申請・届出様式のダウンロードができます。
[申請・届出の総合窓口（外部サイト）](#)

オンラインで申請される方は、[新潟市オンライン申請システム（e-NIIGATA）（外部サイト）](#)をご利用ください。

④キーワード検索欄に検索したい内容を入力します。例えば「身体障がい者手帳」と入力して検索してください。

⑤関連する情報が検索されます。該当するものをクリックします。

⑥概要・内容・手続方法等が表示されます。該当の様式が表示ページの一番下にありますのでダウンロードしてください。

障がいに関する各種マークの紹介

障がいのある方に配慮した施設であることや、それぞれの障がいについて分かりやすく表示するため、いろいろなシンボルマークがあります。これらは、国際的に定められたものや、各障がい者団体が独自に提唱しているものもあります。

これらのマークを正しく理解して、ノーマライゼーション社会の実現を目指しましょう。



障がい者のための国際シンボルマーク

このマークは、障がいのある方が容易に利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。

マークの使用については、国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

車いすに乗った人を図式化したものですが、車いす利用者に限らず、すべての障がい者を対象にしています。



身体障がい者標識 (四つ葉マーク)

このマークは、肢体不自由の障がいのある方が運転する自動車であることを示しています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法で禁止されています。

このマークの表示については、道路交通法で努力義務となっています。



視覚障がい者の国際マーク

このマークは、世界盲人連合 (WBU) が1984年に定めた世界共通の国際シンボルマークです。

WBUによれば、「このマークを手紙や雑誌の冒頭、あるいは歩行用に自由に使用してよい。色はすべて青にしなければならない。」としています。

横断歩道で、マークがついた歩行者用信号ボタンを押すと、安全に渡れるよう、信号時間が長めに調整されています。



身体障害者補助犬 (ほじょ犬) マーク

このマークは、身体障害者補助犬同伴の啓発のために、施設や店などの入り口に貼るマークです。

身体障害者補助犬とは、盲導犬・介助犬・聴導犬のことをいいます。

身体障害者補助犬法により、公共施設や交通機関はもちろん、デパート・ホテル・レストランなどの一般的な施設でも、補助犬を自由に同伴できるようになっています。

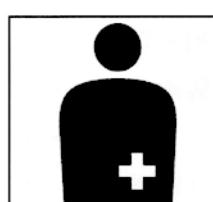


耳マーク (聴覚障がい者のシンボルマーク)

このマークは、聞こえが不自由なことを表すマークです。

耳の不自由な方が、自分の耳が不自由であることを自己表現するために考えされました。

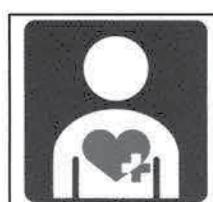
耳の不自由な方と話すときは、「はっきりと口元を見せて話す」、「筆談をする」などの配慮をお願いします。



オストメイトマーク

このマークは、人工肛門・人工膀胱を使用している方（オストメイト）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入り口や、案内誘導プレートなどに表示されます。

「オストメイト対応トイレ」とは、排泄物の処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレです。



ハート・プラスマーク

このマークは、身体内部に障がいのある方を示すシンボルマークで、内部障がいの方が自発的に使用するものです。

内部障がい（心臓、腎臓、呼吸器、膀胱・直腸、小腸、免疫、肝臓機能）のある方は、外見からわかりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。

このマークを着用している方を見かけた場合は、内部障がいについて理解し、配慮をお願いします。



聴覚障がい者標識 (蝶々マーク)

このマークは、聴覚に障がいのある方が運転する自動車であることを示しています。

危険防止のためやむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや割り込みを行うことは、道路交通法で禁止されています。

このマークは道路交通法で、表示することが義務付けられています。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

このマークは、白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある人を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

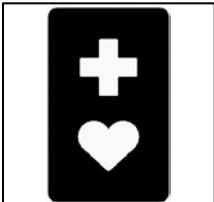
白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをお願いします。



障害者雇用支援マーク

このマークは、公益財団法人ソーシャルサービス協会が在宅障がい者就労支援並びに障がい者就労支援を認めた企業・団体に対して付与する認証マークです。

障害者雇用支援マークが企業側と障がい者の橋渡しになるよう、ご協力をお願いします。



ヘルプマーク

このマークは、援助や配慮が必要な方のためのマークで、東京都が作成しました。

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、妊娠初期の方など、外見からわからなくとも援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方から援助や配慮を得やすくなるよう作成されたものです。

マークを着けた方が困っているのを見かけた際は、思いやりのある行動をお願いします。



介護マーク

このマークは、障がい者・高齢者等に関係なく、介護をする方が介護中であることを周囲に理解していただくためのマークで、静岡県が考案しました。

外出先でこのマークを見かけたら、介護中であることを理解くださいますようお願いします。

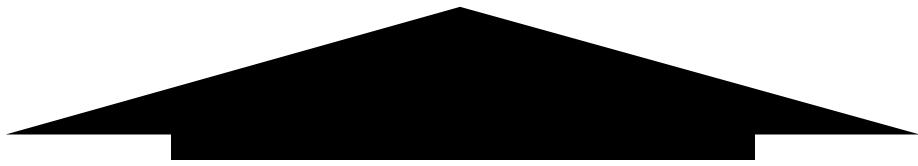
令和6年度 所得制限限度額表

(単位 千円)

本人・扶養義務者の別		扶 養 親 族 人 数	限度額(所得金額)			収入額		
	手当種別		老人扶養親族数					
			0人	1人	2人			
本人	A 特別児童扶養手当 *受給者 (障がい児の父または母) 特定扶養親族 1人当たり250加算	0人	4,596			6,420		
		1人	4,976	5,076		6,862		
		2人	5,356	5,456	5,556	7,284		
		3人	5,736	5,836	5,936	7,707		
		4人	6,116	6,216	6,316	8,129		
		5人	6,496	6,596	6,696	8,546		
		* 6人以上：1人当たり380を加算						
配偶者・扶養義務者	B 重度障がい者医療費助成 (マル障) 障がい児福祉手当 特別障がい者手当 介護見舞金 (*障がい者本人) 特定扶養親族 1人当たり250加算	0人	3,604			5,180		
		1人	3,984	4,084		5,656		
		2人	4,364	4,464	4,564	6,132		
		3人	4,744	4,844	4,944	6,604		
		4人	5,124	5,224	5,324	7,027		
		5人	5,504	5,604	5,704	7,449		
		* 6人以上：1人当たり380を加算						
	C 上記手当共通 *特別児童扶養手当の場合は、受給者（障がい児の父または母）の扶養義務者となる。 介護見舞金は受給者（障がい者を介護する保護者）と障がい者の扶養義務者となる。	0人	6,287			8,319		
		1人	6,536	6,536		8,586		
		2人	6,749	6,809	6,809	8,799		
		3人	6,962	7,022	7,082	9,012		
		4人	7,175	7,235	7,295	9,225		
		5人	7,388	7,448	7,508	9,438		
		* 6人以上：1人当たり213を加算						

(平成14年8月1日改正)

(注) 収入額は、限度額(所得金額)に各種控除相当額を加算して算出した参考値です。



FAX 119

じゅうしょ
住所

く
区

なまえ
名前



救急です



火事です

だれが?

才 男・女

どうした?

**なに も
何が燃えている?**

**に おく ひと
逃げ遅れた人が**

いる・いない

手話通訳者の派遣が必要?

必要・不要

11

資料編



火災などの問い合わせ 025-285-1119 (テレホンガイド)



新潟市消防情報サイト <https://niigata119.city.niigata.lg.jp/>



き
はな
むずか
かた
聴くことや話すことが難しい方のための

ねっと

きんきゅうつうほう

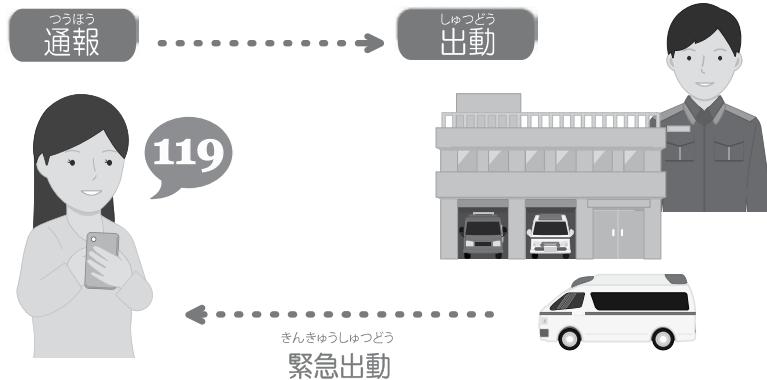
NET119緊急通報システム

ねっと でんわ つうほう むずか かた つく あたら
NET119は、電話で通報することが難しい方のために作られた新しい

ぎょうせい けいたいでんわ りよう
行政サービスです。スマートフォンや携帯電話を利用して、

じたく がいしゅつさき ばん つうほう
自宅だけでなく外出先からも119番に通報することができます。

じぶん いち しょうぼう つた
また、自分の位置を消防に伝えることができます。



ご利用いただける方

●新潟市に在住又は在勤・在学している方

●音声の聞き取り、発話が難しい方

※障がい者手帳の交付を受けている必要はありません。

通信料金（パケット料）は別途必要です。

インターネットで

しんせい
かんたん申請！



きゅーあーる よ と から そうしん
QRコード※を読み取り、空メールを送信してください。

ねっこ あんない とど
NET119からご案内メールが届きます。

しうさい ほーむべーじ
詳細は、HPから
かくにん
ご確認ください。

新潟市消防局 NET119

※QRコードは（株）デンソーウェーブの登録商標です。

にいがたし しようぼうきょく しれいか
新潟市消防局 指令課

TEL 025-288-3270 FAX 025-288-3275
メール shirei.fb@city.niigata.lg.jp

ねっと りよう じぜんとうろく ひつよう NET119のご利用には、事前登録が必要です

しんせい まどぐち しんせい まどぐち もよ しょうばうしょ ほうほう しんせい ねが
インターネットでの申請か、窓口での申請（窓口：最寄りの消防署）のいずれかの方法で申請をお願い
します。インターネットからの申請は下記の通りです。

step.1 空メールを送信する

右のQRコードを読み取り、空メールを送信してください。
※QRコードが読み取れない時は、下記のメールアドレスを宛先に直接入力し、送信してください。

空メール送信先アドレス : entry_15100@entry02.web119.info

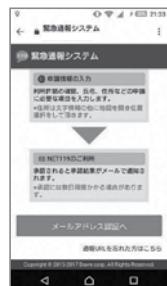


step.2 メールアドレス認証

空メール送信後、申請手続き案内のメールが届きます。メール本文からURLを開き、認証手続きを行います。

▲ NET119から申請手続き案内のメールが届かなかった場合

迷惑メール対策の設定を行っていませんか？「web119.info」のドメインを受信許可リストに追加することで、NET119からメールを受け取ることができます。設定方法がご不明な方は、携帯電話ショップへお問い合わせください。



step.3 申請内容の入力

メールアドレス認証手続きを行うと、再度NET119からメールが届きます。
メール本文からURLを開き、申請内容を入力していきます。



step.4 申請完了・通報URLのお知らせ

申請内容を入力し、申請後は消防側で申請内容の確認を行います。
確認後、通報URLをメールで発行します。メールが届くまでしばらくお待ちください。
(約1日～5日以内を目安にメールで連絡します)

とうろくかんりょう
登録完了！

step.5 ブックマーク・ホーム画面に追加する ※端末により画面が異なることがあります



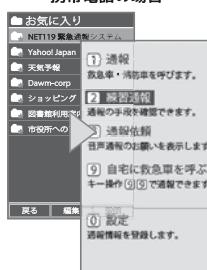
ねっと つか かた NET119の使い方を れんしゅう 練習してみましょう。



スマートフォンの場合



携帯電話の場合



携帯電話の場合

